

山形銀行 無利息普通預金（決済用預金）規定

1. （決済用預金の定義）

- (1) 決済用預金とは、①要求払預金（預入期間が決まっておらず、いつでも払戻しができる預金）、②通常必要な決済サービスが利用可能、③無利息（当行とお客さまとの間で利息を付さないことを約定した場合）、の3要件を満たす預金であり、預金保険制度による全額保護の対象となります。
- (2) 無利息普通預金（または無利息総合口座普通預金）は、決済用預金に該当します。

2. （無利息普通預金の「普通預金規定第7条」に係る取扱い）

無利息普通預金には、普通預金規定第7条に基づく利息の組入れはございません。

3. （無利息総合口座普通預金の「総合口座取引規定第6条1項」に係る取扱い）

無利息総合口座普通預金には、総合口座取引規定第6条1項に基づく利息の組入れはございません。

4. （既存普通預金または既存総合口座普通預金を無利息普通預金または無利息総合口座普通預金へ切替える場合の未払利息の取扱い）

切替のお申込日に未払いの普通預金利息または総合口座普通預金利息がある場合は、その利息を清算し、当該口座にご入金いたします。ただし、総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息の取扱いには、変更はございません。

5. （無利息普通預金の「普通預金規定第18条」、「総合口座取引規定第22条」に係る取扱い）

無利息普通預金、無利息総合口座普通預金は「普通預金規定第18条」、「総合口座取引規定第22条」に基づく未利用口座手数料の対象にはなりません。

6. （規定の適用）

この規定に定めのない事項については、次の当行規定により取扱います。

- ・ 普通預金規定
- ・ 総合口座取引規定

7. （規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2021年10月1日現在)